

## 別記

### 県営宮野目アパート（2号棟 216・226号室）火災復旧工事

#### 数量公開に関する説明書

- 1 この数量内訳書は、参考資料（参考数量）であって、工事請負契約書別記第1条に定める設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上何らの拘束をするものではありません。
- 2 数量内訳書の内容に疑問のある場合は、設計図書に対する質問書と区別し、「公開数量に関する意見書」（以下、「意見書」という。）を県南広域振興局土木部花巻土木センターまで提出してください。
- 3 意見書の宛名は、県南広域振興局土木部花巻土木センター所長としてください。
- 4 意見書を提出する場合は、その根拠となる資料を添付してください。  
また、意見書の内容は、この数量内訳書に記載された内容についてのみ対象とします。
- 5 意見書の提出は、見積り合せまでの期間（設計図書に対する質問書の受付期間）内に行ってください。
- 6 意見書の内容等によっては、追加資料の提出を求める場合があります。
- 7 工事請負契約の締結後において、数量内訳書に記載された積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、数量内訳書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができます。
- 8 7の協議を行う場合は、積算数量に疑義が生じた後、直ちに協議を求めるものとします。  
ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることはできません。
- 9 7の協議は、数量内訳書に基づき行うものとします。ただし、数量内訳書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除きます。
- 10 7の協議の結果、数量内訳書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとします。
- 11 契約後の設計図書の変更に伴う協議は、従前どおり契約書及び設計図書に定めるところにより行うものとします。